

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省
告示第一号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令（平成二十三年政令第三百九十七号）第二号の規定に基づき、同号に規定する内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域を次のように定め、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第一項の地域を定める政令第二号に規定する内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣が定める地域は、次の表に掲げる市町村の区域とする。

茨城県	守谷市 結城郡八千代町 猿島郡五霞町 同郡境町
栃木県	栃木市 鹿沼市 日光市 下野市 河内郡上三川町 下都賀郡壬生町 同郡野木町 同郡岩舟町 塩谷郡塩谷町
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市 渋川市 藤岡市 富岡市

	埼玉県	千葉県
安中市 みどり市 北群馬郡榛東村 同郡吉岡町 多野郡上野村 同郡神流町 甘楽郡下仁田町 同郡南牧村 同郡甘楽町 吾妻郡中之条町 同郡長野原町 同郡嬭恋村 同郡草津町 同郡高山村 同郡東吾妻町 利根郡片品村 同郡川場村 同郡昭和村 同郡みなかみ町 佐波郡玉村町 邑楽郡板倉町 同郡明和町 同郡千代田町 同郡大泉町 同郡邑楽町	さいたま市 川越市 熊谷市 行田市 秩父市 所沢市 飯能市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 深谷市 上尾市 越谷市 入間市 新座市 桶川市 富士見市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 白岡市 北足立郡伊奈町 入間郡三芳町 同郡毛呂山町 同郡越生町 比企郡滑川町 同郡嵐山町 同郡小川町 同郡吉見町 同郡鳩山町 同郡ときがわ町 秩父郡横瀬町 同郡皆野町 同郡長瀨町 同郡小鹿野町 同郡東秩父村 児玉郡美里町 同郡神川町 大里郡寄居町 南埼玉郡宮代町	館山市 木更津市 茂原市 勝浦市 市原市 流山市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 白井市 南房総市 いすみ市 山武郡芝山町 長生郡一宮町 同郡睦沢町 同郡長生村 同郡長柄町 同郡長南町 夷隅郡大多喜町 同郡御宿町 安

静岡県	東京都	
静岡市 伊東市 伊豆市	青梅市 東大和市 武蔵村山市 あきる野市 西多摩郡瑞穂町	房郡鋸南町